

流山市登録手話通訳者・要約筆記者として活躍しませんか？

登録に必要な費用を助成します！

流山市登録手話通訳者・要約筆記者として、聴覚等に障害のある方へのコミュニケーションを支援しませんか？

流山市では、以下の条件を満たし、本市の登録手話通訳者・要約筆記者となった方に対し、講座や試験に要した費用に相当する額を助成金として支給します。

流山市登録手話通訳者になるための条件とは？

- ① 手話通訳士の資格を持っていること 又は
- ② 流山市で開催される手話奉仕員講座前期課程、後期課程を経て、千葉県が実施する手話通訳者養成講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを受講し、手話通訳者全国統一試験に合格すること

流山市登録要約筆記者になるための条件とは？

千葉県が実施する要約筆記者養成講座前期課程及び後期課程を受講し、全国統一要約筆記者認定試験に合格すること

対 象

初めて本市登録手話通訳者等となった方
※登録後、実際に市が指定する活動に2回以上従事する必要があります。

助成額

登録手話通訳者等となった要件により異なります。

要件		助成額
手話通訳者	手話通訳士	20,000円
	手話通訳者 全国統一試験の合格者	25,000円
要約筆記者	全国統一要約筆記者 認定試験の合格者	10,000円

申込方法

以下へ直接お問い合わせください。
流山市役所 健康福祉部 障害者支援課
〒270-0192 流山市平和台1-1-1
電話：04-7150-6081 ファクス：04-7158-2727
Eメール：shougaishien@city.nagareyama.chiba.jp

